

令和元年8月26日

厚生労働省保険局医療課
保険医療企画調査室長 樋口俊宏様

一般社団法人全国柔道整復師連合会
代表理事 田中威勢夫



消費税率引き上げに伴う柔道整復療養費の予算確保に関する要望書

消費税率の引き上げに伴う医療機関、薬局等の仕入れに係る消費税負担が増加することから、診療報酬においては上乘せが決定された。

保険医療については消費税非課税となっているため、柔道整復施術所においても包帯やテーピング、消毒液などの材料、判断の参考にするための機器、光熱費等は物品等を購入する際に支払った消費税は患者や保険者に転嫁できず、柔道整復施術所が負担することになる。

ついでには、柔道整復施術所の仕入れ税額の負担および患者の負担に講ずることができるよう、負担の公平性、透明性を確保しつつ、柔道整復療養費に関する必要な財源措置を講じるために、以下のとおり要望する。

記

初検料及び再検料算定時には、患部に対する包帯やテーピング等の多大な材料費が使われるため、消費税率引き上げに伴い初検料及び再検料を引き上げること。

以上